

長周新聞

長周新聞社

〒750-0008
下関市田中町10番2号
電話 083(222)9377 (代表)
FAX 083(222)9389
Eメール info@chosyu-journal.jp
メーラー chosyu-journal.jp
振込口座 01540-0-11658
週3回刊 月ごめ 1500円
1部120円 郵送料1ヶ月550円

名古屋 中村区靖国町2-94-12
電話 052(414)1250
富山 富山市大塚 95
電話 076(436)0789
岡山 倉敷市西中新田320-16
電話 086(425)5927
沖縄 浦添市仲間1-2-8-102
電話 098(937)1641
岩国 岩国市南岩国町1-17-4
電話 0827(69)2689
秋 秋田市大学橋東4504 奉地
電話 0888(22)2566

新聞・書籍
カラーチラシなど

吉村印刷

下関市中之町五十一
〇八三三三二一九六

初步的誤りや明らかな誤り 多い中電村度判決

上関原発巡る山口地裁判決を批判する

明治学院大学名誉教授 熊 本 一 規

二〇二五年五月、山口地裁富田支部(小川勝哉判長、岩谷彩裁判官、佐野東吾裁判官)は、上関原発をめぐる裁判(令和四年の第七〇号「妨害予防請求事件」)の判決(以下、「同判決」という)を下した。同判決は、被告(祝島農協)に対し、海上ボートや観望を旨とする遊覧船の使用を妨害する目的を以てはならないといふ旨を述べた。被告は一般客の共同使用に供する「公共水面」であることは、それが遊覧船を釣りやヨット等の遊覧に供している事実からわかるように誰

しも否定できないことであるが、本件の争点は、埋立免許により生じる埋立権に妨害排除請求権があるか否か、分別りやすく言えば、埋立免許に因つて埋立工事を行う水域(以下「埋立施行区域」)が埋立工事以外の使用ができない「排他的水面」になるか、それとも「公共水面」であり続けるかであった。同判決は、「排他的水面」になるの判断をしたのである。すなわち、埋立免許がなされる公共水面は公共水面であり続けることとなる。昭和二十五年七月の判決がそれであり、次のように判決してい



公共水面埋立法の枠組みを整理して見ると、公共水面埋立法は埋立法の手続きを、以下のaからfまで定めている。a 埋立免許出願(埋立事業者が知事に埋立免許を出願) b 水面権者の埋立同意(漁業権等の水面権者の埋立同意を取得) c 埋立免許(知事が埋立事業者に埋立免許を出す) d 水面権者への補償

因つて直ちにその水面が公共水面でなくなる効力を生ずるものではない)にもかかわらず、埋立免許により排他的水面になつてしまつた同判決は、当然のことながら、教々の誤りを含んでいる。以下、主要な四つの誤りを指摘する。

一、公有水面埋立法の枠組みを理解していない

公共水面埋立法は埋立法の手続きを、以下のaからfまで定めている。a 埋立免許出願(埋立事業者が知事に埋立免許を出願) b 水面権者の埋立同意(漁業権等の水面権者の埋立同意を取得) c 埋立免許(知事が埋立事業者に埋立免許を出す) d 水面権者への補償

なるか否かという点については、当然のことながら、教々の誤りを含んでいる。以下、主要な四つの誤りを指摘する。

(埋立事業者が水面権者に補償する) e 埋立工事着工 f 竣工認可(埋立が完了したことの認可を知事から取得) g 埋立地所有権の取得(埋立事業者は竣工認可の告示の日に埋立地の所有権を取得) 同判決は、埋立権が妨害排除請求権を保持し、埋立施行区域内の水面は、

埋立以外の使用が存在しない排他的水面に相当するが、もしもそうであれば、埋立免許後は、埋立施行区域内に埋立権以外の権利が存在し得ないことになるから、dの手続きが本件に必要と

り、手続を定めていないのは、公法上の条項が八条ある。六条では埋立工事により損害を及ぼす水面権者に賠償すべきことを八条は水面権者に補償した後になければ埋立工事に着手できないことと定められ

二、埋立権が所有権類似の性質を持つと解している

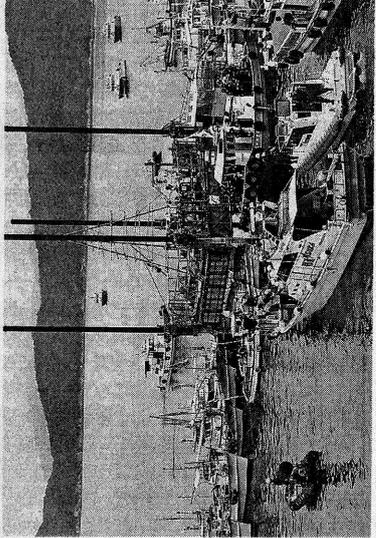
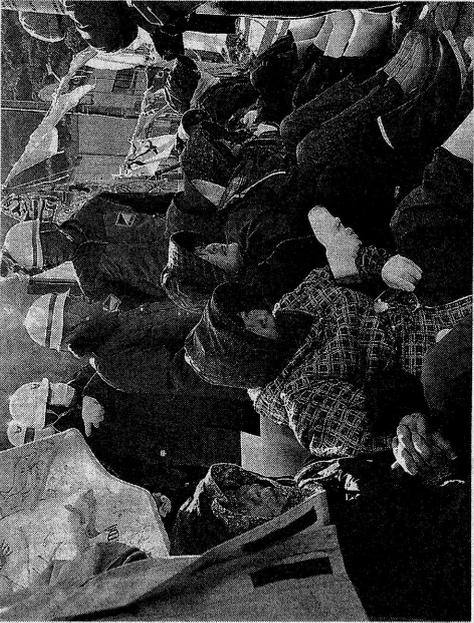
同判決は、埋立権が妨害排除請求権を持つ根拠として、次のように述べている(二九頁)。「この公有水面埋立権は、国が公有水面を所有することに由来することからする所有権から派生したものであり、所有権類似の性質を持つと解される。」つまり、埋立権は、国が公有水面を所有すること

に由来する所有権から派生した権利であり、所有権類似の性質を持つことである。妨害排除請求権を持つのは物権的権利であるから、埋立権が妨害排除請求権を持つ根拠を、その「所有権」に求めなければならない。しかし、「公有水面の「公有」が、私法上の

三、陳述書及び熊本証言を看過・曲解している

「埋立免許は埋立施行区域が排他的水面になる」との旨は、何れも同判決に特有のものでなく、過去の判例にも存在していた。しかし、過去の見解と同判例との大きな違いは、そのような見解が誤りであることが明らか

に分かる指摘がなされていたことである。その指摘は、被控側(被告)によつてもなされていたが、端的には、筆者の陳述書及び証言によつてなされていた。主な指摘は次の二点である。



①中電の詳細調査に際して抗議する上関町民(左)(二〇二五年七月) ②船を組んで遊覧船や作業員の安全を防ぐ(二〇二五年七月)

中電の詳細調査に反対する漁民らの旗手(二〇二五年七月)

